

実務情報  
Series 2026 2

自社ブランドの構築・保護に！

中小企業のための  
**「商標登録」**  
ガイドブック

とくぎん  
**SUCCESS CLUB**

## はじめに

ビジネスの場面で「商標登録」という言葉を見聞きすることもあるでしょう。商標がどういうものか漠然としたイメージをお持ちの人もいるかもしれません、自社商品・サービスの他社との差別化、品質への信頼保証、顧客にアピールするための広告機能等、商標登録にはさまざまな効果があります。しかし、商標を登録するためには何が必要とされるのか等、詳しいことはわからない人も多いと思われます。そこで、本冊子では、商標登録の基本や実務において重要なポイントを解説します。

【執筆】

弁理士事務所LABRADOR  
弁理士

**宮下 桂輔**



みやした けいすけ

大学卒業後、大手食品メーカーで“商標を実際に使う”立場で商標に関する業務に携わる。2012年弁理士試験に合格。約3年間都内の特許事務所で弁理士として勤務後、2015年に「初めて商標登録にチャレンジする中小企業・個人事業主に最適な事務所」を目指して、弁理士事務所LABRADORを開設。現場叩き上げの商標のプロとして、6万件以上の商標に関わる。

## 実務情報 Series CONTENTS

### 自社ブランドの構築・保護に！ 中小企業のための「商標登録」ガイドブック

1 商標とは	3
2 商標登録とは	5
3 商標登録の要件	8
4 商標と商品・役務の類否	9
5 商標調査	10
6 商標登録の手続き	11
7 商標登録後の注意点	15

# 1

# 商標とは

## 商標の基本と種類

商標は、文字どおり「商いの標（しるし）」で、英語になると「trademark（トレードマーク）」です。商標は、自社商品・サービスと他社商品・サービスとを区別するための標識としての働きをします。

具体的には、文字、図形、記号、立体的形状等や、これらを組み合わせたブランド、ロゴマーク、商品名、サービス名、店舗名等が商標に該当します。

ちなみに、商標や商標登録については「商標法」という法律に定められています。

従来、商標法で保護される商標は、文字や図形等の平面的なものに限られていました。それが、1997年4月の商標法改正により、立体的形状も「立体商標」として商標登録できるようになり、2015年4月の改正からは「音商標」「色彩商標」「位置商標」「動き商標」および「ホログラム商標」といった特殊な商標も保護対象となりました。

このように商標登録で保護される商標の種類は増えてきており、将来的には「匂い商標」「味覚商標」「触感商標」等も導入されるかもしれません。

## 商標の機能

### (1) 自他商品役務識別機能

商標は、自社商品・サービスと他社商品・サービスとを区別するための標識なので、「自他商品役務識別標識」と呼ばれることもあります。「役務」はサービスのことであり、本冊子では、以後、サービスのことを「役務」と称します。

「自社商品・役務と他社商品・役務とを区別する」ことは、「自他商品役務識別機能」と呼ばれ（単に「識別機能」と呼ばれることがあります）、商標の最も重要な働きとなります。

たとえば、スポーツドリンクの商品名として「スポーツドリンク」という商標を使用しても、そのスポーツドリンクは、どの事業者の商品か区別できません。

つまり、スポーツドリンク商品について「スポーツドリンク」という商標では、識別機能を果たすことができません。

一方、スポーツドリンクの商品名として「ポカリスエット」や「アクエリース」のような商標を使用すれば、そのスポーツドリンクは、どの事業者の商品であるか区別すること、すなわち識別機能を果たすことができます。

商品について、このように自他商品役務識別機能を果たすことができる場合は「自他商品役務識別力（単に「識別力」と呼ばれることがあります）がある」、自他商品役務識別機能を果たすことができない場合は「自他商品役務識別力がない」と言われます。

商標が識別機能を有することを前提として、商標は、さらに以下に紹介する3つの機能を有すると言われています。

### (2) 出所表示機能

出所表示機能とは、商標が付された商品・役務の出所、つまり、その商品・役務を提供する事業者を示す機能のことです。

先述のスポーツドリンクの例では、商標が「スポーツドリンク」では識別力がなく、出所表示機能を果たすことができないので、どの事業者が提供する商品かわかりません。

しかし、「ポカリスエット」や「アクエリース」といった商標があれば、識別力があり、

出所表示機能を有するので、それぞれ「大塚製薬」、「コカ・コーラ社」の商品であることがわかるのです。

### (3) 品質保証機能

品質保証機能とは、同じ商標が付された商品・役務同士は同じ品質を備えている、ということを示す機能のことです。過去の購入体験等を通じて、この商標の商品・役務であれば、これぐらいの品質が期待できると顧客に思ってもらえる機能と言うこともできます。

たとえば、「McDonald's（マクドナルド）」の商標の店舗であれば、どの店舗でも、同じ味のハンバーガーを、同じ価格（地方により価格は変動しますが）、同じスピードで、つまり、同じ質の商品・役務を期待できるというのが品質保証機能です。

そのため、商標を使用しながら、良好な商品・役務を提供し続けていけば、その商標の付された商品・役務は、良好な品質であるという信用を得ることができます、ブランド力を向上させることにもつながります。

### (4) 広告宣伝機能

広告宣伝機能は、商標自体が好感度・好印象を持たれることにより、商品・役務の広告宣伝的な効果を発揮する機能です。

たとえば、アップル社の「リンゴのマーク」商標がわかりやすいかもしれません。同社の「リンゴのマーク」商標は、アップル社の革新的な技術や洗練されたデザインを有する商品を連想させ、あるいは、同社の「リンゴのマーク」商標の付された商品を持つこと自体に喜びを感じさせる等、顧客に同社商品の購

図表1 商標法施行令別表（第二条関係）

第1類	工業用、科学用または農業用の化学品	第23類	織物用の糸
第2類	塗料、着色料および腐食の防止用の調整品	第24類	織物および家庭用の織物製カバー
第3類	洗浄剤および化粧品	第25類	被服および履物
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料および光剤	第26類	裁縫用品
第5類	薬剤	第27類	床敷物および織物製でない壁掛け
第6類	贵金属およびその製品	第28類	がん具、遊戯用具および運動用具
第7類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く）その他の機械	第29類	動物性の食品および加工した野菜その他の食用園芸作物
第8類	手動工具	第30類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く）および調味料
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用または情報処理用の機械器具、光学式の機械器具および電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用または電気制御用の機械器具	第31類	加工していない陸産物、生きている動植物および飼料
		第32類	アルコールを含有しない飲料およびビール
		第33類	ビールを除くアルコール飲料
		第34類	たばこ、喫煙用具およびマッチ
第10類	医療用機械器具および医療用品	第35類	広告、事業の管理または運営、事務処理および小売または卸売の業務において行なわれる顧客に対する便益の提供
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用または衛生用の装置		
第12類	乗物その他移動用の装置	第36類	金融、保険および不動産の取引
第13類	火器および火工品	第37類	建設、設置工事および修理
第14類	貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品および時計	第38類	電気通信
第15類	楽器	第39類	輸送、こん包および保管ならびに旅行の手配
第16類	紙、紙製品および事務用品	第40類	物品の加工その他の処理
第17類	電気絶縁用、断熱用または防音用の材料および材料用のプラスチック	第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツおよび文化活動
第18類	革およびその模造品、旅行用品ならびに馬具	第42類	科学技術または産業に関する調査研究および設計ならびに電子計算機またはソフトウェアの設計および開発
第19類	金属製でない建築材料	第43類	飲食物の提供および宿泊施設の提供
第20類	家具およびプラスチック製品であつて他の類に属しないもの	第44類	医療、動物の治療、人または動物に関する衛生および美容ならびに農業、園芸または林業に係る役務
第21類	家庭用または台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品および磁器製品	第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く）、警備および法律事務
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料および織物用の原料繊維		

入意欲を高める効果があると考えられます。これが商標の広告宣伝機能です。

商標が広告宣伝機能を發揮するようになれば、その商標は、強力なブランド力、顧客吸引力を有していると言えるでしょう。

## 商標と商品・役務

商標と商品・役務は密接に関係しているので、商標のことを考える際には、商品・役務もセットで考えるようにしてください。

# 2

## 商標登録とは

### 商標登録の基本と用語

商標登録とは、商標を特許庁に登録する制度のことです。特許庁に商標を登録すると、登録した商標に関して「商標権」という権利を取得することができます。

商標権は、商標を登録した者（個人または法人）が、その商標を独占的に使用することができる権利です。なお、特許庁に登録した商標を「登録商標」と呼び、商標権を持っている者を「商標権者」と呼びます。

ここで注意が必要なのは、商標と商品・役務はセットなので、商標登録は、ただ商標が登録されるのではなく、併せて商品・役務も登録されるということです。

そして商標権とは、正確に言うと、商標権者が登録商標を登録した商品・役務について独占的に使用することができる権利のことです。登録した商品・役務は、「指定商品・指定役務」と呼ばれます。

### 商標権の効力・効果

商標権は、商標権者が登録商標を指定商

商標の実務では、商品・役務は、図表1に示す45の「区分」という単位に分類されています。また、商品・役務は、区分よりもさらに細かい「類似群」という単位にも分類されています。

区分は、大まかに商品・役務を分類したもので、主に、商標登録の費用、特に印紙代に関係するものと考えてください。

類似群は、主に、商品・役務の類似関係（商品・役務が類似か非類似か）を規定するものと考えてください。

品・指定役務に独占使用できる権利ですので、おむね次の(1)と(2)の効果を発揮します。

(1) 商標権者以外の者は、当該登録商標と同一または類似の商標を、当該指定商品・指定役務と同一または類似の商品・役務に使用することができなくなる

(2) 商標権者以外の者は、当該登録商標と同一または類似の商標を、当該指定商品・指定役務と同一または類似の商品・役務について商標登録できなくなる

(1)で、「使用することができなくなる」とは、正確に言えば「当該商標権を侵害してしまうので、使用することができなくなる」ということを意味します。

商標権を侵害すると、商標権者から商標の使用差止めや損害賠償等を請求されてしまいます。

この(1)の効果が商標登録の最も代表的な効果であり、商標登録をする意義と言えます。

たとえば、「LABRADOR」という店舗名の商標を使用しているレストランがあるとします。このレストラン「LABRADOR」は、料理が美味しい、店も清潔で、店員の接客もよい人気店です。

他方、レストラン「LABRADOR」とは別

の経営者が、レストラン「LABRADOR」の人気にあやかろうとしてか、または知らずに偶然かを問わず、類似の「Labrador」という店舗名の商標を使用してレストランを開業したとします。

レストラン「Labrador」の料理はまずく、店も汚く、店員の接客もよくありません。

このような状況で、レストラン「LABRAD OR」の常連客が、レストラン「Labrador」で食事をするとどうなるでしょうか？

その常連客は、商標（店舗名）が似ているので、「Labrador」が「LABRADOR」の2号店か系列店などと勘違いをしてしまうかもしれません。そして、「あの『LABRADOR』は、こんなにひどい店になってしまったのか」と残念に思うことでしょう。

つまり、その客は、レストラン「LABRAD OR」の良好な役務を期待していたのに、レストラン「Labrador」の粗悪な役務の提供を受けてしまうという不利益を被ることとなります。

同時に、レストラン「LABRADOR」は、レストラン「Labrador」が自店と関係があると誤解をされて、自店の信用、評判を落とします。

このような事態を防ぐために商標登録制度があります。

レストラン「LABRADOR」が、商標「LA BRADOR」を「飲食物の提供」という役務について商標登録をしておけば、他社に類似の商標「Labrador」を使用されることを防ぐことができます。顧客も前述のような不利

益を受けずに済みますし、レストラン「LAB RADOR」も信用・評判を落とすことがありません。

ちなみに、商標法1条では、商標法の目的について「この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする」と規定しています。ここで「商標の使用をする者」とは、前述の例ではレストラン「LABRADOR」であり、「需要者」とは顧客のことになります。

また、商標登録は、商標と商品・役務をセットで登録するため、商標権には以下の(3)、(4)に示す効力の限界があります。

(3) 商標権者以外の者は、当該登録商標と同一または類似の商標であっても、当該指定商品・指定役務とは非類似の商品・役務であれば使用することができます

(4) 商標権者以外の者は、当該登録商標と同一または類似の商標であっても、当該指定商品・指定役務とは非類似の商品・役務であれば商標登録することができます

(1)～(4)を表で表わすと、図表2のようになります。

黒い網掛けの部分は、商標権の効力が及ぶところで、商標権者以外の者は、商標の使用をすることがきず（商標権を侵害する）、商標を登録できません。

緑色の部分は、商標権の効力が及ばないところで、商標権者以外の者は、商標を使用することができ（商標権を侵害しない）、商標を登録できます。ただし、その他の商標登録の要件を備えていることが必要です。

## 商標権の存続期間

商標権の存続期間は、商標登録された日から10年間です。しかし、商標権は何回でも更新をできるので、その気になれば永久に商標権を維持することができます。

■図表2 商標権の効力

		商標		
		同一	類似	非類似
商品・役務	同一	使用不可 登録不可	使用不可 登録不可	使用可 登録可
	類似	使用不可 登録不可	使用不可 登録不可	使用可 登録可
	非類似	使用可 登録可	使用可 登録可	使用可 登録可

ちなみに、技術的なアイデアである発明を保護する特許権は、存続期間が特許出願日から20年間と有限です。

商標は、前述の商標の機能によって、一般に、永年使用することで商標に信用、評判、ブランド力、顧客吸引力が蓄積され、商標の価値が高まっていくと考えられているので、商標権を切らさず永年維持できるよう、繰り返し更新できる制度となっています。

なお、商標権は10年単位で登録し、更新するのが基本となります、はやり廃りの激しい商品・役務の場合、商標登録の初期費用を抑えたい場合等の要請に応えるために、5年単位で登録していく分割納付制度も用意されています。

### 商標登録のメリット

商標登録をする最大のメリットは、登録商標を指定商品・指定役務に独占使用できる商標権を取得できることです。

つまり、競合他社等に同じような商標を使わせないで、自社が自己の商標を独占使用できることを言います。

しかし、長年商標実務に携わってきた筆者としては、商標登録をする最も重要な意味は、「2 商標登録とは」で解説した「商標権者以外の者は、当該登録商標と同一または類似の商標を、当該指定商品・指定役務と同一または類似の商品・役務について商標登録できなくなる」効果にあると考えます。

この効果をまとめると、図表3のようになります。ここでは説明をシンプルにするため、自社と他社の商品・役務は同一または類似の

商品・役務同士であることを前提とし、商品・役務に関してはそれ以上言及しません。

このように、商標登録をするということは、他社に、自社商標と同一または類似の商標を登録されてしまうことを防止して、自社商標を継続して使用していくことを可能にするという重大な効果があるのです。

### 商標登録のデメリット

商標登録のデメリットとして代表的なものは、商標登録には費用がかかるということでしょう。

商標登録の費用は、特許庁に納付する印紙代と、手続きを弁理士に依頼する場合には弁理士報酬が発生します。弁理士報酬は、弁理士、事務所によって金額が異なります。

商標登録の印紙代は、おおむね以下の種類と計算方法になります（区分は4<sup>△</sup>図表1のものです）。

#### ● 出願時の印紙代

3,400円+8,600円×区分の数

#### ● 登録時の印紙代

10年登録の場合（一括納付）

32,900円×区分の数

5年登録の場合（5年ごとに分納）

17,200円×区分の数

#### ● 更新時の印紙代

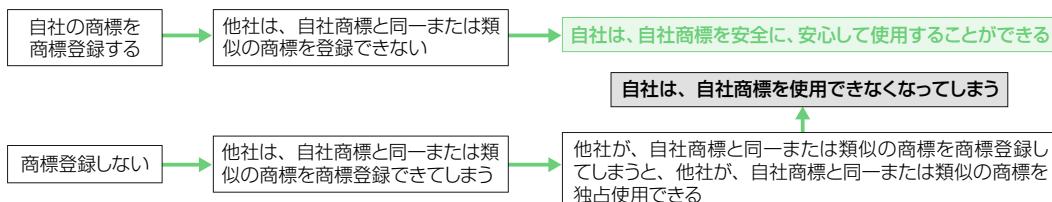
10年更新の場合（一括納付）

43,600円×区分の数

5年更新の場合（5年ごとに分納）

22,800円×区分の数

■図表3 商標登録のメリット



# 3

## 商標登録の要件

### 特許庁による審査

商標登録とは、商標を特許庁に登録することですが、希望する商標をすべて登録できるわけではありません。登録するには、特許庁の審査に合格する必要があります。

商標登録をするためには、まず、特許庁に商標登録出願（「商標出願」「商標申請」等と呼ばれることもあります）という手続きをします。商標登録出願は、「商標登録願」（以下、「願書」とします）を特許庁に提出することにより行ないます。

商標出願をすると、特許庁は提出された願書の内容を審査します。審査は、願書の記載の形式的な審査や、登録を希望する商標が商標の登録要件を満たしているかどうか等の審査となります。

### 商標の登録要件

商標の登録要件は、商標法に定められています。商標の登録要件は、商標が、指定商品・役務の普通名称ではないこと、ありふれた苗字ではないこと、国旗と同一または類似ではないこと、公的機関の有名な標章と同一または類似ではないこと、公序良俗に反するものでないこと、商品・役務の質を誤認させるものではないこと等、たくさんの規定があります。

また、商標そのものではありませんが、指定商品・指定役務が不明確ではないこと、区分が間違っていないことといった登録要件もあります。

このように多くの登録要件がありますが、実務的に問題となることが圧倒的に多いのが次の2つの登録要件です。

### 【2大登録要件①】

#### • 商標法3条1項

自己の業務に係る商品または役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。  
3 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。26条1項2号および3号において同じ。）、生産もしくは使用の方法もしくは時期その他の特徴、数量もしくは価格またはその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法もしくは時期その他の特徴、数量もしくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1つ目は、簡単に言うと、登録を希望する商標が指定商品・指定役務の品質、特徴等を直接的に表わすものではないことです。

たとえば、指定商品が「サラダ」で商標が「新鮮野菜サラダ」の場合や、指定役務が「飲食物の提供」（外食業）で商標が「おいしいラーメンの店」等の場合、それらの商標は、この登録要件を満たさないため、商標登録を受けることができません。

このような商標は、自他商品役務識別力がない商標です。つまり、識別力は、商標登録の要件のひとつになっています。

識別力を有さない商標は、商標登録制度で保護する必要がなく、また、特定の者が独占使用することになじまないため、商標登録できることとされています。

ただし、基本的には識別力を有さない商標であっても、全国的に有名になっているもの

等は、例外的に商標登録が認められることもあるので注意が必要です。

また、識別力の有無は、判断が難しい微妙なケースもあり、年月の経過によって変化すること等もありますので、慎重に判断をする必要があります。

## 【2大登録要件②】

### ・商標法4条1項

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

11 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標またはこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品もしくは指定役務（6条1項（68条1項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品または役務をいう。以下同じ。）またはこれらに類似する商品もしくは役務について使用をするもの

簡単に言うと、登録を希望する商標が、先に出願された他社の登録商標と同一または類似であり、かつ、登録を希望する商標の指定商品・指定役務が、当該先に出願された他社の登録商標の指定商品・指定役務と同一または類似である場合、商標登録を受けることができない、という登録要件です。

つまり、6<sup>77</sup>図表2の黒い網掛けの部分に該当する商標は、登録要件を満たさないため、商標登録を受けることができません。

商標権は、商標を独占使用できる権利なので、重ねて同じような権利を設定できないため、このような要件が課されています。

また、商標登録は「先願主義」と呼ばれ、先に出願された人が優先される早い者勝ちの制度です。同じような商標出願が競合した場合、先に出願した人が登録され、後に出願した人は登録を拒絶されます。

商標や商品・役務が「同一」の場合はわかりやすいと思いますが、「類似」に関しては、類似・非類似の区別が難しい場合があるので、次の章で詳しく解説します。

# 4

## 商標と商品・役務の類否

### 商標の類否

「類否」とは、商標や商品・役務が「類似するか否か」という意味です。

商標の類否は、商標の外観（見た目）・觀念（意味合い）・称呼（呼び方）の3点と、指定商品・指定役務の分野での取引の実情等を総合的に考慮して判断することとされています。

商標の類否が問題になる場面は、主に、特許庁において商標登録の要件（2大登録要件②）が審査されるときと、裁判所において商標権侵害の有無が争われるときです。

同じ商標の類否の問題でも、特許庁と裁判所では判断が異なる場合があります。

特許庁は、出願された多くの商標を遅滞なく統一的に審査する必要があるので、比較的、形式的に類否判断を行なう傾向があります。他方、裁判所は、個別具体的な事情に踏み込んだ類否判断を行なう傾向があります。

この章では、前者の特許庁の審査での類否判断について解説します。

特許庁の商標の類否判断では、出願した商標と先に出願された他社の登録商標が比較され、両商標の外観・觀念・称呼の3点のうち、どれか1つでも同一または類似であると、後に出願した商標は、当該他社の登録商標と類

似と判断されてしまい、登録が認められない傾向があります。

## 商品・役務の類否

商品・役務の類否は、比較的、簡単に判断できます。

「1 商標とは」(3ページ)で触れたとおり、商品・役務は、類似群に細分化されています。この点を補足すると、各類似群には、数字と英字で構成される「類似群コード」というコードが付けられています。そのため、各類似群に細分化された商品・役務にも類似群コードが付けられています。

たとえば、商品「せっけん類」には「04A01」、商品「化粧品」には「04C01」という類似群コードがそれぞれ付けられています。また、商品「さいころ」と商品「トランプ」には、どちらも類似群コード「24B01」が付けられています。

商品・役務の類否は、ほぼ類似群コードで決まると言っても過言ではありません。同じ類似群コードが付けられている商品・役務同

士は類似し、異なる類似群コードが付けられている商品・役務同士は非類似となります。

ただし、類似群コードに基づく商品・役務の類否は、類似・非類似を「推定」するものとされています。推定は、可能性は低いものの覆される可能性があります。そのため、類似群コードによる類否は絶対的な類否ではないことを覚えておいてください。

前述の例では、「さいころ」と「トランプ」は類似商品同士で、「せっけん類」と「化粧品」は相互に非類似の商品となります。

しかし、たとえば「化粧せっけん」のように用途や効用が複数あるような商品で、1つの類似群コードしか付けられていない場合があります。商標登録をする際には、「せっけん類（04A01）」だけでは「化粧品（04C01）」は保護できないため、両方のコードを指定することが推奨されます。

ただし、「シャンプー（04A01）」と「ヘアーリンス（04C01）」は、類似群コードが異なるものの「類似の商品と推定する」という取扱いがされるなど例外もあるため、詳しくは弁理士等に相談しましょう。

# 5

## 商標調査

### 商標調査の重要性

商標調査は、「事前商標調査」「類似商標調査」等と呼ばれることがあるものです。

一般的に商標調査は、商標出願の前に行ない、商標登録をしたい商標がどれぐらいの確率で商標登録できそうかを調べる重要な作業です。

もし商標調査を行なわずに商標出願をしてしまうと、すでに同一または類似の他社の先願登録商標があるという理由（2大登録要件②）に該当する可能性があります。その場合

は商標登録を拒絶され、商標出願が無駄になってしまうことになります。

商標調査をしていれば、同一または類似の他社の先願登録商標を事前に発見することができ、無駄な商標出願を防ぐことができるかもしれません。

また、出願しようとしていた商標と同一または類似した他社の先願登録商標があるということは、その出願しようとしていた商標を使用すると、その他社の商標権を侵害する恐れがあります。

商標調査をしていれば、そのような商標権侵害のリスクを低減する効果も期待できます。

## 商標調査の手法

商標調査は、登録商標（一部、出願中の商標を含む）のデータベースを検索することによって行なわれます。データベースとしては、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>）以下、「JPP」とします）が無料で利用できます。おそらく最も利用されているデータベースだと思われます。

「JPP」を利用した商標調査方法にもさまざまな方法がありますが、筆者が一番よく利用する方法を紹介します。

- ① 「JPP」のトップページの上部「特許・実用新案」「意匠」「商標」「審判」の横ナビゲーションの「商標」にカーソルを合わせ、1番下の「商品・役務名検索」をクリック
- ② 「商品・役務名検索」画面の「検索キーワード」>「商品・役務名」の下の入力欄に、調査をする商標を使う商品・役務の名称を入力して、画面下部の「検索」ボタンをクリック
- ③ 「検索結果一覧」画面の「商品・役務名（日本語）」の項目をチェックし、自

社の商品・役務と同じか近い商品・役務名の右端にある「類似群コード」を控える

- ④ トップページに戻り、横ナビゲーションの「商標」にカーソルを合わせ、「商標検索」をクリック
- ⑤ 「商標（マーク）」欄の「称呼（類似検索）」の右側の入力欄に、調査する商標をカタカナで入力し、「商品・役務」欄の「類似群コード」の右側の入力欄に、③で控えた類似群コードを入力し、画面下部の「検索」ボタンをクリック
- ⑥ 検索結果の一覧が表示される

表示された商標をチェックして、自社の商標と同一または類似の商標がないか確認しましょう。

## 商標調査の限界

商標出願は、日々行なわれています。

商標調査は、商標のデータベースを検索することによって行なわれますが、最新の商標出願情報がデータベースに反映される「出願公開」までの間にタイムラグが発生します。

タイムラグによりデータベースに未反映の商標は、検索をすることができないので商標調査もできない、という調査の限界があることは覚えておきましょう。

# 6

## 商標登録の手続き

### 商標登録の手続きの流れ

商標登録に関する手続きの流れを、次図表4のフローチャートに基づいて解説します。

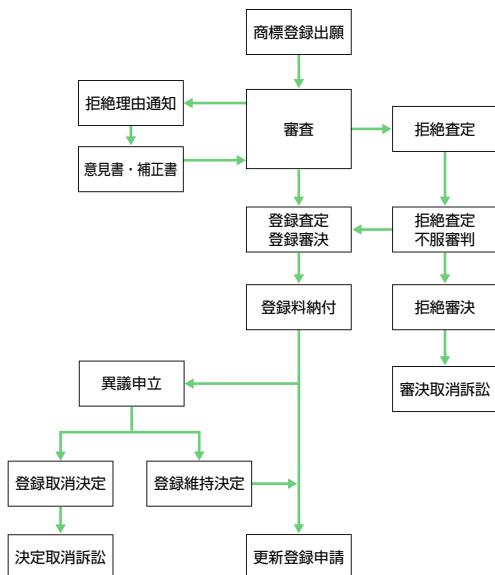
#### (1) 商標登録出願

商標登録をするためには、まず願書を特許庁に提出します。

願書の提出には、直接特許庁の窓口に提出する方法、郵送で提出する方法、専用の出願ソフトを使ってオンラインで提出する方法等があります。

特許庁の窓口に提出する場合と郵送で提出する場合は、紙の願書を提出し、オンラインの場合は願書の電子データを提出することになります。

■図表4 商標登録の手続きの流れ



■図表5 商標登録願の様式

<p>特許印紙 ( ) 円)</p> <p>(注意: 特許印紙です。 収入印紙では認められません)</p>	<p>【書類名】 商標登録願 【整理番号】 【提出日】 令和 年 月 日 【あて先】 特許庁長官 殿 【商標登録を受けようとする商標】</p> <p>※願書に直接記載する場合は枠線を設ける</p> <p>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 類】 【指定商品 (指定役務)】 【第 類】 【指定商品 (指定役務)】 【商標登録出願人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代表者】 【国籍・地域】 【電話番号】 【提出物件の目録】 【物件名】</p>
---------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (1)-1 商標登録願（願書）の様式

願書の様式は、紙と電子データで少し内容が変わりますが、ここでは紙の願書の様式を紹介します。紙の願書は図表5の様式が基本となります。

### (1)-2 願書の注意点

願書の記載内容のうち、提出日、商標登録出願人の住所、名称等の形式的なものの説明は割愛します。以下、その他の願書の注意点等を説明します。

願書の左上の「特許印紙」の箇所には、7ページで解説した出願時の印紙代分の特許印紙を貼付します。

特許印紙は、特許庁や集配郵便局等で購入できます。特許印紙は、すべての郵便局で取り扱われているわけではないことと、収入印紙とは違うものである点に注意してください。

後述する登録料や更新登録料も特許印紙による納付となります。

【整理番号】は、出願人側で管理するための番号で、英字の大文字、数字もしくは「-」の記号またはこれらの組合せで10字以内のものを、出願人が任意に決めることができます。

【商標登録を受けようとする商標】には、出願する商標を記入します。どの商標を登録すべきか、決定しておきましょう。

ここで、“どの商標を登録すべきか”と言わっても、何を問題としているのかピンとこない人もいるかもしれません。しかし、商標実務を行なっていると、実はよくある質問・相談事項です。

具体的には、商品名や屋号等を表わす文字の商標を登録しようとする場合、ありふれた普通の書体で商標登録をするのか、それとも特殊な書体のロゴタイプで商標登

録をするのか、という問題です。

さらには、文字が欧文字や漢字の場合、その読み方を示すひらがなやカタカナも登録すべきなのか、文字と併せてシンボルマークも使用している場合はシンボルマークも商標登録すべきなのか、文字やマークは白黒で商標登録すべきかカラーで商標登録すべきか等々、意外と悩ましく難しい問題が多くあります。

この問題は結論から言うと、どれにも絶対的な正解はありません。書体の違い、振り仮名の有無、マークの有無、色の違い等々、いろいろなパターンで商標登録をすることができますが、それぞれ一長一短があります。

強いて言えば、「実際に使用している態様」で、いまだ使用していない場合には「実際に使用が想定される態様」で商標登録をするのが正解と言えます。簡単に言えば、「実際に使用している（する予定の）商標」を登録するのが基本です。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の【第類】には4<sup>章</sup>図表1の区分を記入し、【指定商品（指定役務）】には、出願する商標を使用する商品名、役務名を記載します。

商品名、役務名には、10<sup>章</sup>で解説した商標調査で調べた商品名、役務名を記載するのがよいでしょう。

## (2) 審査

商標出願をすると、特許庁の審査官が、出願された商標を中心に、願書の内容を審査します。

審査は、まず、出願書類の形式や料金などが正しいかを調べる「方式審査」が行なわれます。続いて、その商標を登録できるか否か、出願の実体的な内容に関する「実体審査」が行なわれます。

出願をしてから審査結果が出るまでの期間は時々で変動しますが、2025年の時点ではおむね半年程度で推移しています。

商標の審査結果をより早く知りたい場合に

は、「早期審査」という制度があります。

- ・出願人等が、出願商標を指定商品・指定役務の一部にすでに使用していて、かつ、権利化について緊急性を要する案件
- ・出願人等が、出願商標をすでに使用している商品・役務“のみ”を指定している案件
- ・出願人が、出願商標を指定商品・指定役務の一部にすでに使用していて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務“のみ”を指定している案件等の場合、申請をすることにより「早期審査」を受けることができます。

早期審査が適用されると、早期審査の申請をしてから（2025年時点では）2か月程で審査結果が出るように優先的に審査をしてもらうことができます。

## (3) 登録査定

特許庁の審査に通れば、特許庁より「登録査定」という通知が送られてきます。

所定期間内（通常は登録査定を受け取った日から30日以内）に、「商標登録料納付書」という書類を特許庁に提出するとともに、所定の登録料の分の印紙代を特許庁に納めることで、出願した商標は商標登録されます。

## (4) 拒絶理由通知

特許庁の審査にすんなりと通らなかった場合、特許庁より「拒絶理由通知書」という通知が送られてきます。拒絶理由通知書には、審査に通らなかつた理由などが記載されています。

拒絶理由通知書に対しては、所定期間内（通常は拒絶理由通知書の発送日から40日以内）に「意見書」という書類で反論するか、または「手続補正書」という書類で提出した願書の内容を補正して、再審査を求めることができます。

再審査によって、審査官に出願した商標について登録を認めてよいと判断されると「登録査定」を得ることができます。

## (5) 拒絶査定

拒絶理由通知書が送られてきても、何も対

応しない場合や、拒絶理由通知書に対して意見書や手続補正書を提出した後の再審査によっても審査に通らない場合は、「拒絶査定」という通知が送られてきます。

拒絶査定は、「出願した商標は登録できなかった」という審査の結果が出たことを意味します。

#### (6) 拒絶査定不服審判

拒絶査定に対しては、所定期間内（通常は拒絶査定の送達日から3か月以内）に「拒絶査定不服審判」という手続きを特許庁に請求し、拒絶査定を取り消して、出願した商標を登録するよう請求することができます。

拒絶査定までは、1人の担当審査官が審査を行ないますが、拒絶査定不服審判等の特許庁の審判手続きでは3人または5人の「審判官」が審理を行ないます。

拒絶査定不服審判の審理で、出願した商標について登録を認めてもよいと判断されるとその旨の「審決」が出ます。審決とは、裁判における判決のようなものです。

登録審決が出ると、所定期間に内に所定の登録料を特許庁に納めることで、出願した商標は商標登録されます。

拒絶査定不服審判によても登録が認められない場合は、審判請求は成り立たない、つまり出願した商標について登録を拒絶する旨の審決が出ます。

拒絶審決が出ると、特許庁での手続きは終了します。さらに出願商標の登録性を争う場合は、知財高等裁判所に「審決取消訴訟」を提起し、最終的には最高裁判所で争うことも可能とされています。

#### (7) 登録異議の申立て

商標登録されると、所定期間に内に誰でも商標登録を取り消すよう特許庁に請求することができます。これを「登録異議の申立て」と呼びます。

登録異議の申立ては、商標登録の要件を満たしていないのに商標登録がされた場合に、第三者から申し立てられるものです。

登録異議の申立てができるのは、「商標掲載公報の発行日の翌日から2か月以内」に限られます。「商標掲載公報」とは、商標が特許庁に登録された旨を公に知らせるために特許庁が発行するもので、商標が登録された日からおおむね10日前後に発行されます。

したがって、登録異議の申立てをすることができる期間は短く、登録異議の申立てをするためには、他社の商標登録の状況を素早く知り得る体制ができていないと難しいと考えられます。

登録異議の申立てにおいて、商標登録を維持すべきか、取り消すべきかの審理をするのは、拒絶査定不服審判と同様、3人または5人の特許庁の審判官です。

登録異議の申立てで、商標登録を維持すべきとの決定がなされると、商標登録は維持され、商標登録を取り消すべきとの決定がなされると、商標登録は取り消されます。

商標登録の取消決定に不服がある場合には、拒絶査定不服審判の場合と同様、知財高等裁判所、最高裁判所で争うことも可能となっています。

#### (8) 更新登録申請

商標登録の存続期間は、基本的には10年間です。それ以上、商標登録が不要であれば、何もせず放置しておけば商標登録日から10年後に商標登録は消滅します。

10年を超える商標登録が必要であれば、特許庁に「更新登録申請」手続きをすることで、何回でも商標登録を更新して維持していくことが可能です。

更新登録申請は、特許庁に「商標権存続期間更新登録申請書」を提出するとともに、更新登録料の印紙代を納付することにより行ないます。

商標登録をする際に、10年登録ではなく5年登録をした場合は、商標登録日から5年が経過する前に残りの5年分の登録料を納付して、さらに5年間、商標登録を維持することが可能です。

# 7

## 商標登録後の注意点

最後に、登録した商標を使用する際の注意点を解説します。

まずは、商標登録した登録商標をそのままの態様で使用することが重要です。12<sup>節</sup>図表5の【商標登録を受けようとする商標】について「実際に使うのと同じ商標を登録するのが基本」と説明したのは、このためです。

登録商標を変形して使用すると、次のような問題が発生する恐れがあります。

### 他社商標権の侵害

9<sup>節</sup>で解説したように、先に出願された他の登録商標と同一または類似の商標であって、当該先に出願された他社の登録商標の指定商品・指定役務と同一または類似の商品・役務を指定する商標は、登録要件（2大登録要件②）を満たさないので、商標登録はできないこととされています。

したがって、特許庁の審査を受けて登録が認められた商標を、そのまま指定商品・指定役務について使用していれば、理論上、他社の商標権を侵害することはありません。

しかし、登録商標を変形使用してしまうと、この限りではありません。

たとえば、自社の登録商標が「LABRADOR RETRIEVER」で、他社の登録商標が「LABRADOR」で、両商標の指定商品・指定役務が同一または類似のような場合を想定します。

この場合、自社の登録商標から「RETRIEVER」を省略して、「LABRADOR」のみを使用するような変形使用をしたとすると、他社の商標権を侵害することになります。

この他、自社の登録商標の「LABRADOR」の文字を大きく表示し、「RETRIEVER」の

文字を小さく表示する等の変形使用によっても、同様に他社の商標権を侵害するリスクがあります。

### 不使用取消審判

一般に、商標は使ってこそ、商標に信用が蓄積されて価値が出てくるものと考えられています。逆に言えば、使っていない商標は価値がないので商標登録で保護する必要もありません。

また、商標登録をすると商標権という独占排他権が発生し、同一または類似の商標を他者は使用したり登録したりすることができなくなりますが、使いもしない登録商標にそのような効力を持たせたままにしておくことも適切とは言えません。

そのため、商標法は「不使用取消審判」という制度を設けて、3年以上継続して使用していない登録商標については、誰でも特許庁に審判手続きを申し出ることによって、当該登録商標を取り消すよう請求することができます。

登録商標をそのまま指定商品・指定役務に使用していれば、不使用取消審判を請求されても登録商標が取り消されてしまうことはありません。

しかし、登録商標を変形使用しかしていない場合等は、登録商標を使用していないと判断されて、不使用取消審判で登録商標が取り消されてしまうリスクがあります。

不使用取消審判では、登録商標の多少の変形使用の場合は登録商標を使用していると認め、取り消されないで済むケースもあります。しかし、リスクを考えると、登録商標をそのまま使用されることをお勧めします。